

平成 25 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト・テック
 代表者名 代表取締役会長兼社長 小川毅彦
 (コード：2154 東証第二部)
 問合せ先 取締役管理本部長 鈴木憲一
 電話番号 03-5777-7727

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ

平成25年8月23日に公表しました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部記載に誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正箇所

2. 変更の内容 (訂正箇所は網掛けで表しております)

(訂正前)

変更の内容は次のとおりであります (下線部分は変更箇所を示します)。

現行定款 <中略>	変更案 <中略>
(剰余金の配当) 第 46 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。	(削る)
(新設)	(剰余金の配当の決定機関) 第 46 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 47 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第 47 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 12 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当 (配当財産が金銭であるものに限る。) をすることができる。	(中間配当) 第 48 条 当社は、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当 (配当財産が金銭であるものに限る。) をすることができる。
	<以降、条数繰下 原文と変わらず>

(訂正後)

変更の内容は次のとおりであります（下線部分は変更箇所を示します）。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(剰余金の配当) 第 47 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>剰余金の配当をする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当) 第 48 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 12 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当（配当財産が金銭であるものに限る。）</u>をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(削る)</p> <p>(剰余金の配当の決定機関) 第 47 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 48 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第 49 条 当社は、<u>会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当（配当財産が金銭であるものに限る。）</u>をすることができる。</p> <p><以降、条数繰下 原文と変わらず></p>

以 上